

○奈良女子大学マイクロン科学技術研究助成取扱要項

令和3年12月17日

改訂 令和5年8月31日

奈良女子大学男女共同参画推進機構

(趣旨)

第1条 この要項は、奈良女子大学（以下「本学」という。）に在籍する理系分野を専攻する大学院生および女性教員を支援し、研究のさらなる発展を促すために、マイクロン・テクノロジー財団の寄附金をもって研究助成を行う「奈良女子大学マイクロン科学技術研究助成」（以下「マイクロン科学技術研究助成」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(運営)

第2条 マイクロン科学技術研究助成の運営等のため、奈良女子大学マイクロン科学技術研究助成運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副学長（研究担当）
- 二 男女共同参画推進機構長
- 三 男女共同参画推進副機構長
- 四 男女共同参画推進機構男女共同参画推進本部長
- 五 男女共同参画推進機構ダイバーシティ研究環境支援本部長
- 六 男女共同参画推進機構キャリア開発支援本部長

3 委員会に委員長を置き、副学長（研究担当）をもって充てる。

4 委員長は、運営委員会を招集し、その議事を整理する。

(対象)

第3条 マイクロン科学技術研究助成の対象となる者は、本学に在籍する、理系を専攻する博士前期課程学生、博士後期課程学生および女性研究者に限る。

2 助成開始時点で、独立行政法人日本学術振興会の特別研究員として採用されている者、他の団体等から返還義務のない奨学金や研究助成を受けており、当該団体等以外からの奨学金や研究助成等を受けることが禁止されている者については、前項に関わらず、対象としない。

(申請区分・助成人数・助成額)

第4条 マイクロン科学技術研究助成の申請区分、助成人数及び助成額については、別表1を基本とするが、寄附金の額により調整するものとする。

(申請資格)

第5条 マイクロン科学技術研究助成に申請できる者は、以下のいずれかに該当する者とする。

- 一 申請区分M:事業年度の4月1日において、本学大学院博士前期課程に在籍する者
(見込みを含む)
- 二 申請区分D:事業年度の4月1日において、本学大学院博士後期課程に在籍する者
(見込みを含む)
- 三 申請区分R:事業年度の4月1日において、本学に在籍する女性研究者(見込みを含み、雇用関係の有無を問わない。)で、博士の学位を取得している者
(申請)

第6条 マイクロン科学技術研究助成に申請しようとする者は、申請書を運営委員会に提出するものとする。

(審査)

第7条 マイクロン科学技術研究助成採択者の選考に関する審査は、別に定める審査要項に基づき、審査委員会において行い、その結果を受けて運営委員会において決定する。

(研究計画の変更)

第8条 マイクロン科学技術研究助成に採択された者(以下「採択者」という。)は、研究の中断、停止等をしようとするとき、又は研究の内容に重大な変更を加えようとするときは、あらかじめ理由を付して運営委員会に願い出るものとする。

(研究助成金の使用等)

第9条 マイクロン科学技術研究助成による研究助成金(以下「研究助成金」という。)は、募集要項で定める支援期間内に使用するものとし、認められた研究活動計画以外の目的に使用してはならない。

2 研究助成金の支出項目は、研究活動に伴う設備備品費、消耗品費、旅費、謝金その他の費用とする。

3 研究助成金により購入した設備等(設備、備品及び図書)は、本学に帰属するものとする。

(成果等の報告)

第10条 採択者は、採択された年度の定められた期日までに実施報告書を運営委員会に提出しなければならない。

(その他)

第11条 マイクロン科学技術研究助成に関する事務は、研究協力課で処理する。ただし、会計に関する事務は、財務課で分掌する。

2 第7条に規定する審査に関する事務は、男女共同参画推進機構ダイバーシティ研究環境支援本部において行う。

3 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、令和5年8月31日から施行する。

別表1

申請区分	M	D	R
助成人数	4人程度	4人程度	2人程度
助成額（上限） （一人あたり）	10万円	20万円	40万円